

Q26 公立の小・中学校については，入る学校が指定されるのですが，どうしても指定された学校に行かなければならないのでしょうか？

A 通学距離や交通の便などの事情によっては，指定された学校を変更することができるケースがあります。

【学校の指定とは？ - 通学区域制度 - 】

市町村教育委員会は，就学事務を円滑に行うため，入学期日を保護者に通知することとなっていますが，小・中学校が2校以上ある場合には，就学予定者の就学すべき学校を指定することとされています。

その際，学校指定が恣意的に行われたり，保護者にいたずらに不公平感を与えたりすることのないよう，通常，どこの市町村でもあらかじめ通学区域を設定し，それに基づいて学校指定が行われています。この「通学区域」については，法令上の定めはなく，道路や河川等の地理的状況，地域社会がつくられてきた長い歴史的経緯や住民感情等それぞれの地域の実態を踏まえて，各市町村教育委員会の判断に基づいて設定されています。

しかしながら，指定された学校を変更することについて，地理的理由や身体的理由，いじめの対応を理由とする場合等，市町村教育委員会が相当と認めるときは，保護者の申立てにより同一の市町村内の他の学校への就学（「就学校の変更」）や他の市町村等の設置する学校への就学（「区域外就学」）が可能です。

【通学区域制度の弾力的な運用】

文部省では，平成9年1月，各市町村教育委員会における通学区域制度の弾力的な運用が行われるよう，

- (1) 通学区域制度の運用に当たっては，地域の実情に即し，保護者の意向に十分配慮した多様な工夫を行うこと
- (2) 指定校の変更や区域外就学については，地理的な理由や身体的理由，いじめの対応を理由とする場合の外，児童生徒等の具体的な事情に即して相当と認めるときは，保護者の申立てにより，これを認めることができること

(3) 通学区域制度の仕組み等について、広く保護者や学校に周知することや、就学に関する相談体制の充実を図ること等について通知しました。

こうした通学区域制度の弾力的運用の取組の一つに、東京都品川区における通学区域のブロック化（平成12年度より実施予定）などがあげられます。

~ 指定校の変更や区域外就学等の具体例 ~

指定校の変更（山口県岩国市）

岩国市北河内地区に住所を有する生徒は、本来、A中学校の校区であるが、
 A 中学校の校区の一部は2級河川錦川により分割され、飛び地のように
 っており、近道をするための橋は潜水橋のため、少しの雨でも通行不能となる
 B 中学校の校区との境で、B 中学校へは通学上、若干の山越えはあるが、通
 学距離はA中学校へ通うよりも短い
 ことから、3年間、B中学校へ就学できるよう指定校の変更が許可された。

区域外就学（三重県名張市）

名張市に隣接する上野市に居住している児童の保護者が、
 当該児童の居住する所は上野市と名張市の市境にあり、また、地形上飛び地
 的な状況にある
 通学距離については、上野市の就学校までの距離は約12キロメートルである
 公共交通機関を利用することは不可能ではないが、4回程乗り継ぎが必要な
 ことと、接続されていない所もある
 その他、当該児童はぜんそくの疾患があり遠距離の通学が身体に負担となる等
 の理由により、区域外就学を希望したことについて、保護者・上野市教育委員会及
 び就学校・名張市教育委員会及び希望校等との連携、調整を行い、現地調査を実施
 するとともに、疾病に伴う医師の意見（診断書）等の資料が名張市の定例教育委員
 会に提出して承認され、区域外就学が許可された。

「調整区域」の設定（大分県大分市）

地域的事情による学区外許可地区を定め、あらかじめ定められた複数の許可校か
 ら選択できる、いわゆる「調整区域」を設定した。

加入自治会によるもの

従来同一の通学区域内にあった自治会において、区画整理事業により半数以上
 の家が従来と異なる通学区域に変更された。そのため、当該地区（調整区域）内
 の自治会加入者については、従来の通学区域内の学校を選択できるようにした。

通学の安全確保によるもの

通学区域が線路により分断された地区において、通学の際、線路を横断して通
 学しようとする場合、交通量が多く危険である。そのため、当該地区（調整区
 域）に居住する者については、線路を横断せずに通学できる隣接校を選択でき
 るようにした。

遠距離通学の軽減によるもの

学校までの通学距離が遠距離な上に、通学路が険しい山道にある。そのため、
 当該地区（調整区域）に居住する者については、隣接校へのスクールバス乗り
 場が近くにあることから、この学校を選択できるようにした。